全学教育の実施に関する申合せ事項

〔　平成１６年　４月２６日　　教務委員会決定　〕

１　全学教育に係る既修得単位の認定に関する事項

(1)　全学教育授業科目の既修得単位の認定は，入学前に他大学等で履修し単位を修得した授業科目等で，当該年度に開講している全学教育の授業科目に対応するものについて認定する。

ただし，経済学部夜間主コースにあっては，夜間主コース対象に開設されている全学教育の授業科目に対応するものについて認定する。

(2)　新入生に対する既修得単位の申請説明会は，全学教育に関するオリエンテーション終了後に全学教育研究部門の責任において実施する。

(3)　既修得単位の認定の申請は，全学教育研究部門において申請書類等を取りまとめ，当該申請科目を担当する授業担当教員の認定(判定)を受け作成した認定一覧表により，全学教育研究部門長が承認する。

(4) 学生への通知，所属学部への通知及び教務委員会への報告は，教務委員会委員長が行う。

２　全学教育に係る科目等履修生の受入審査等に関する事項

(1)　全学教育に係る科目等履修生の受入審査は，大学教育機能開発センター運営委員会が行う。

(2)　全学教育に係る科目等履修生に関する事務は，大学教育機能開発センター事務室で行う。

３　全学教育の定期試験時における監督補助者に関する事項

(1)　監督補助者を必要とする授業担当教員は，原則として各自の責任において監督補助者を確保するものとする。

(2)　監督補助者を確保できない授業担当教員は，「試験実施方法等調査」提出の際にその旨を全学教育研究部門長に回答する。

(3)　全学教育研究部門長は，監督補助者を確保できない授業科目について，監督補助者を選任し，依頼する。

(4)　全学教育研究部門長は，監督補助者に対して，試験監督の詳細を通知する。

４　九州地区国立大学間合宿共同授業に関する事項

(1)　九州地区国立大学間合宿共同授業（以下「合宿共同授業」という。）については，全学教育の総合科学科目の授業として取扱い，名称は「共同授業」とし，単位数は２単位とする。

(2)　共同授業の成績評価は，当該合宿共同授業に参加した本学の専任教員（以下「参加教員」という。）が行う。

(3)　参加教員は，総合科学委員会委員長が選定する。

(4)　受講学生の選考は，参加教員が行う。

５　新入生オリエンテーションの実施に関する事項

(1)　全学教育オリエンテーションは，新入生が全学教育と専門教育の相違点を理解しやすくするために，学部オリエンテーションと区分して別日程で行うことを原則とする。

(2)　全学教育オリエンテーションは，全学教育講義棟で行うことを原則とする。

６　初習外国語の決定方法に関する事項

(1)　新入生の初習外国語の履修科目の決定は，全学教育オリエンテーション時に行う。

(2)　受入可能人数を超過する初習外国語の科目については，選抜試験等により必要な調整を行うことがある。この場合において，選抜試験等の必要な調整は，全学教育研究部門の協力を得て関係教員が行う。